

## 屋外広告物点検に関する Q & A

質問番号	分類	質問内容	回答
1	適用時期	新しい点検ルールはいつから適用されるのか？	令和 6 年 4 月 1 日以降の申請から新しい点検ルール(点検結果報告書の様式の変更、一定条件に該当する屋外広告物の有資格者による点検の義務化)が適用されます。  ただし、令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日の間に申請される場合には、有資格者による点検は努力義務とし、有資格者による点検が行われない場合であっても、申請を受け付けます。
2	適用時期	看板・広告塔などの許可期間と有資格者による点検の有無との関係は？	<有資格者の点検対象となる広告物(*1)がない場合> ◆令和6年 3 月 31 日までの申請→許可期間 2 年 ◆令和6年 4 月 1 日以降の申請 →許可期間 3 年  <有資格者の点検対象となる広告物(*1)がある場合> ◆令和6年 3 月 31 日までの申請(有資格者による点検義務なし)→許可期間 2 年 ◆令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日の間の申請(有資格者による点検は努力義務) ・有資格者による点検が実施されない場合→許可期間 2 年 ・有資格者による点検が実施される場合→許可期間 3 年 ◆令和6年 7 月 1 日以降の申請(有資格者による点検義務あり)→許可期間3年  (*1)地上から屋外広告物上端までの高さが4mを超えるもの、かつ設置から 8 年が経過しているもの。
3	適用時期	申請書はいつまでに提出すればよいか。	許可期間が 1 か月を超える広告物については、その期間が満了する日の 30 日前までに、屋外広告物許可等申請書をご提出下さい。
4	適用時期	令和 6 年 4 月 1 日以前に許可を受けた広告物等は新しい点検ルールの対象外か？	いいえ。現存する全ての広告物等及び同日以降に設置される全ての広告物等に新しい点検ルールが適用されます。
5	点検対象	有資格者点検の適用が除外される広告物はあるのか？	壁面広告物等で建物の壁面等(※)に直接塗装又はこれらにシート等で表示する広告物の点検者は有資格者でなくても構いません。 ※広告物を表示することを専らの用途としない物件に限ります
6	点検対象	設置から8年が経過した	いいえ。設置から8年が経過した広告物であっても、上端の高さが

		<p>広告物等は全て有資格者点検の対象となるのか？</p>	<p>地上から4メートルを超えない広告物の点検者は有資格者でなくても構いません。</p>
7	点検対象	<p>有資格者点検は、8年経過後、具体的には9年目に行う3回目の更新申請時に1度行えば、次回4回目以降の更新申請時には行わなくても良いのか？</p>	<p>いいえ。有資格者点検の対象広告物については、対象となった時から除却(撤去)されない限り、更新申請の都度、有資格者点検を行っていただく必要があります。</p>
8	点検対象	<p>上端の高さが地上から4メートルを超える広告物は全て有資格者点検の対象となるのか？</p>	<p>いいえ。上端の高さが地上から4メートルを超える広告物であっても、申請時に設置から8年が経過していない広告物の点検は有資格者でなくても構いません。一般的には、許可の有効期間3年の広告物であれば、3回目以降の更新許可申請の際に有資格者点検が必要となります。</p>
9	点検対象	<p>上端の高さが地上から4メートルを超えている広告物の許可の更新を申請したいが、いつ設置したかが分からない(経過年数が不明である)場合は有資格者点検が必要なのか？</p>	<p>はい。経過年数が不明の場合には、表示・設置から一定期間が経過しているものと考え、有資格者点検が必要な広告物として取り扱います。(8年を経過していないことが確認できないため)</p>
10	点検対象	<p>上端の高さが地上から4メートルを超えている広告物の許可を申請したいが、過去に改修等を行ったことがある場合、経過年数は「改修等の実施後」から算定しても良いか？</p>	<p>いいえ。改修はその内容が多岐に渡り、安全性への影響を逐一正確に把握し得ないことから、改修の有無に拘わらず、経過年数は「表示又は設置」の時点から算定します。</p>
11	点検対象	<p>上端の高さが地上から4メートルを超えている広告物(掲出物件に表示面を取り付け)の許可を申請したいが、表示面</p>	<p>いいえ。表示面の取り替えは、物件全体の安全性への影響と無関係であることから、表示面取り替えの有無に拘わらず、経過年数は「掲出物件の設置」の時点から算定します。</p>

		(板面)を取り替えている場合、経過年数は「表示面取り替え後」から算定しても良いか？	
12	点検対象	上端の高さが地上から4メートルを超えると判断する方法は？	広告物(表示面のほか、脚部やブラケットなどの広告物に付帯する構造物を全て含む)の上端の地上高で判断してください。なお、広告物自体の高さが4メートルを超えている場合は、取り付け高さ(位置)にかかわらず、その上端が地上から4メートルを超えています。
13	点検対象	更新申請時点で設置から8年を超えている広告物を地上から4メートルを超えるビルの外壁に設置しているが、広告物そのものの大きさが非常に小さければ、有資格者点検の適用を除外してもらえるか？	いいえ。有資格者点検の対象要件(経過年数8年超、かつ、上端の地上高4メートル超)に該当する限り、広告物の大きさによって有資格者点検の適用を除外することはありません。
14	点検対象	許可期間が1年未満の広告物については更新の都度、有資格者による点検が必要か？	いいえ。有資格者による点検は3年に1回としております。更新後の許可の期間の初日の前3年以内に有資格者による点検を実施している場合には、資格を有していない者による点検でも申請可能です。
15	点検方法	同一申請に有資格者による点検対象となる広告物と対象とならない広告物がある場合、全ての広告物について、有資格者の点検が必要となるのか。	いいえ。有資格者による点検は、経過年数8年超、かつ、上端の地上高4メートル超の広告物に限られますので、その他の広告物については、資格を有していない者による点検でも申請可能です。
16	点検方法	点検報告書に写真も添付させるのか	点検した広告物等の全体写真及び異常の評価が要改善となった箇所の写真を添付して下さい。
17	資格	地方公共団体が主催する屋外広告物講習会の修了者は有資格者に該当するか？	いいえ。有資格者の該当要件に屋外広告物講習会の修了者は含まれません。
18	資格	屋外広告業の業務主任	業務主任者について、屋外広告物法では、①屋外広告士、②県の

		者は有資格者に該当するか？	<p>屋外広告物講習終了者、③①②に掲げるものと同等以上の知識を有するものとして条例に定める者、とされており、姫路市の屋外広告物条例では③の条例に定める者として、「職業訓練指導員等」を定めております。</p> <p>点検資格者については、①は対象、②は対象外、③の「職業訓練指導員等」のうち、1級技能検定合格者を点検資格者の範囲に含めております。</p>
19	資格	有資格者の該当要件を満たしていない場合は、たとえ屋外広告業界で長年現場を経験していても有資格者点検を行うことはできないか？	<p>はい。有資格者の該当要件を満たさない限り有資格者点検はできません。</p> <p>ただし、一定の経験年数と工事件数をお持ちの場合、有資格者の一つである「点検技能講習修了者」となるための講習を受講できる可能性があります。詳細については、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会のホームページをご確認ください。</p> <p>◎日本屋外広告業団体連合会のホームページ  <a href="https://nikkoren.or.jp/">https://nikkoren.or.jp/</a></p>
20	その他	有資格者点検をどこに頼めばよいか分からない。	<p>点検に必要な資格を有する屋外広告業者は、下記のホームページをご参考にして下さい。</p> <p>なお、ホームページに掲載されている屋外広告業者が、点検に必要な資格を保有しているかは、個別にご確認下さい。</p> <p>・姫路市役所都市局まちづくり部まちづくり指導課  <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006986.html">https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006986.html</a></p> <p>・兵庫県屋外広告美術協同組合  <a href="https://www.hyokobi.net/">https://www.hyokobi.net/</a></p>
21	その他	許可期限内に変更申請を行った場合の、許可期限は、変更申請の許可日から起算されるのか？	<p>許可期間の起点は当初の広告物が許可された日であり、許可期間中に変更許可を受けた日から新たに起算されません。この点について令和6年4月1日から施行される条例に明記されましたので、ご注意頂きますようお願い致します。</p>